

# ヤングケアラー問題をめぐる視座 —貧困と労働の視点の欠如—

桜井 啓太

立命館大学産業社会学部准教授

## 成長と承認の物語

2020年夏、もはや夏休みの恒例行事となつてゐるジブリ作品のロードショーで『となりのトトロ』が放送されたとき「サツキはヤングケアラーではないのか?」というちょっとした話題がSNSであった<sup>1</sup>。たしかにヤングケアラーの定義を当てはめれば彼女の当時の状況はそうともいえるだろう。ただし家族や地域のなかで暮らす少女の生活を生き生きと映し出すあの映画に「サツキはヤングケアラーだ!」と訝り顔で指摘することの暴力性みたいなものがあつてそんな指摘にたいして意味があるようには思えない。

ここでは同じジブリ作品から『千と千尋の神隠し』(2001年)を取り上げたい。この作品は、親の都合で学校を転校することになった千尋(10歳)が車の後部座席で意気消沈しているシーンから始まる。異世界へのトンネルを見つけて両親と千尋はトンネルをくぐる。道中の両親(特に母親)の千尋への接

### さくらい けいた

大阪市立大学大学院創造都市研究科創造都市専攻、博士(後期)課程単位取得満期退学。博士(創造都市)。専門は、社会福祉学、貧困研究。地方自治体職員、名古屋市立大学准教授などを経て、2019年より現職。

著書に『〈自立支援〉の社会保障を問う—生活保護・最低賃金・ワーキングプア』(法律文化社、2017年)、『自立へ追い立てられる社会』(共編著、インパクト出版会、2020年)など。

し方はそつけない。トンネルを抜けて異世界の街に着いた父親と母親は、千尋の静止も聞かずに神様の食べ物に手をつてしまい豚になつてしまう。我が子を尻目にひたすら目の前で喰らい続ける豚の両親は、自分の都合で子どもをかえりみない親の姿のメタファー的である。

独りになった千尋は自分の名前を取り上げられ、「千」として八百万の神達が疲れを癒す湯屋(油屋)で働くことになる。名(自分)を失つて親の罪を償う形で神々の入浴(介助)や食事の配膳といったケア労働に従事する千の姿は、家族という限定こそないもののヤングケアラー的だといえなくもないだろう。最終的に『千と千尋の神隠し』の物語は、湯屋での仕事と出会いのなかで成長した千が自分の名前を取り戻し、両親を豚の呪いから解放して現実世界へ帰っていく形で終える。

河野真太郎は、ナンシー・フレイザーの「再分配と承認のジレンマ」を援用する形で現代のアニメ、映画、ドラマなどのポップカルチャーを題材にポスト社会主義時代における「貧困と労働という主題の隠蔽」を鮮やかに浮かび上がらせている(河野2017)。たとえば『アナと雪の女王』(2013)や『おおかみこどもの雨と雪』(2012)などの作品は、異性愛中心主義的なカップルや家族、地縁血縁に縛られた村落共同体の文脈とは違ったオルタナティブ、ユートピア的な社会像を描く革新的な作品である(アナ雪がいわゆる「理想の王子様」によるシンデレラストーリーではないことは明白であろう)。しかしこれらの作

品が主題とするのは孤立と差異であって、対照的に貧困と労働は見えない。

『アナ雪』において（貧困と縁がない）王族であるエルサにとって最大の悩みは自身の魔法の力、触れるものすべて凍らせてしまう能力であってそれによって他者との関係を築けない孤立である。『おおかみこども～』では、大学生の「花」が出会った男性（人ではない「おおかみおとこ」）との間に子どもをもうけるが直後に男性は事故死する。花は子どもたちを連れて田舎で子育てして暮らすのだが、この作品の主題は二人の子ども「雨」と「雪」のアイデンティティ——おおかみおとことヒトとの混血児であるという人種的差異——のつまづきとその乗り越え、母と子の成長と自立の物語である。そこでは大学を辞めてシングルマザーとして子どもを育てる花の貧困や労働はほとんど語られない<sup>2</sup>。

『千と千尋の神隠し』が10歳の少女の児童労働をあれほど見事に描いているにもかかわらず見る者の眉をしかめさせるどころかむしろ微笑ましささえ感じさせるのも底流には同じ構造があるように思える。

長々とアニメ映画の話をしたのは、河野が指摘したようにこれらの作品では孤立と差異が主題であって、登場人物が個人として成長し、自らの異質性をありのままに受け入れ(Let it go)、自立を獲得していく「承認の物語」で溢れおり、そこにはもはや貧困と労働といった社会構造的(再分配)視点は彼方へと押しやられているからである。しかし問題となるのは、そういった「承認の物語」が映画を越えて社会のあらゆる領域、メディア報道や政治の領域を覆いつくすようになっているという点である。そのことの意味と機能について考えてみたい。

## ヤングケアラーを巡るメディアや書籍の語り(貧困の視点の抜け落ち)

ヤングケアラーの社会認知の向上には新聞メディアの存在が大きく、なかでも毎日新聞はヤングケアラーブームを牽引する大きな役割を果たした（なお、同社は「子どもの貧困」でも同じく社会問題化に

尽力した）。アジェンダ設定として新聞メディアが果たす役割は依然として大きい。新聞記事データベース(毎日新聞、朝日新聞、読売新聞)をもとに「ヤングケアラー」の記事数を調べたところ、記事の検索数は毎日177件、朝日314件、読売190件であった<sup>3</sup>。わずか4年のなかで多くの報道がなされるようになったと言えるだろう。

この記事のなかから「貧困／困窮」の用語を含む記事を追加検索すると毎日20件、朝日37件、読売32件と大きく数を減らす。また「労働」の用語を含む記事になると毎日6件、朝日25件、読売6件とさらに大きく減少する<sup>4</sup>。検索数だけで論じるのは粗雑であるが、それでも貧困や労働といった視点を関連させてヤングケアラーを語っている記事が多いとは言えないだろう。むしろヤングケアラーは貧しさとは引き剥がして語られている。

ヤングケアラーの関連書籍においてもこの傾向ははつきりとしていて、近年出版されたヤングケアラーに関する新書・話題書においても貧困や生活困窮への視点は乏しい。日本のヤングケアラー議論の整理を行なった亀山（2021）は、主流派の論者（ヤングケアラープロジェクトの瀧谷ら）が、①当時ブームの先行事例としてすでにあった「子どもの貧困」との差別化の必要性を感じ、②ケアラーたちがケア経験を肯定的に意味づけることを重視した結果、あえて貧困と分けてこの問題を取り扱っていた可能性を指摘し、亀山は「貧困の視点の抜け落ち」と表現している。

ヤングケアラーは非貧困家庭（中流家庭）にも当てはまるため、関心層やウイングを広げるという意味での戦略性はあっただろう。実際にヤングケアラーの先進国イギリスでも生活困窮とは分けて政策や支援が立てられることが多い。しかしその態度はケアラー個人の孤立とケア経験の受け止めにスポットライトを当てる一方で、ケア財の不足や欠乏、貧困という観点が見過ごされる。

埼玉県「彩の国子ども・若者支援ネットワーク」の調査では生活困窮家庭においてヤングケアラーの割合が一般家庭を大きく上回ることを明らかにしており<sup>5</sup>、実際には家庭の経済状況がこの問題に

与える影響は大きい。金銭による解決策を持たない貧困世帯の多くで、子どもがケアラーの役割を果たしている。

貧困の視点の抜け落ちたヤングケアラー論議は、差別化を図ったはずの「子どもの貧困」の語られ方と奇妙な相似をなしている。冗談のようだが「子どもの貧困」論議の多くは経済的貧困の視点が欠落していて「関係の貧困」などという貧困概念とはかなり遠くにある概念が重宝される。子ども食堂や学習支援といった経済的貧困を解決する上では迂遠な対処策が耳目を集めて、昨今では例えば「体験格差」の解消が言われる。「子どもの貧困」言説の特徴——①世帯や家族の状況ではなく「かわいそうな子ども」だけを切り取って論じる。②経済的な保障や社会制度の不備ではなく、子どもの「孤立」や「つながりの不足」に支援(政策)の焦点を当てる——はほとんどそのままヤングケアラー言説においても当てはまる<sup>6</sup>。

## 語られぬ労働

「貧困」と並んで欠落しているのが「労働」の視点である(先述の新聞記事DB結果を参照)。ヤングケアラー問題のなかで「ケアをする」「介護をする」という表現はあってもそれらは決して「ケア労働」とは呼ばれない。これに関して英米も同様で、英国ではケアリング(caring)、アメリカではケアギビング(care-giving)と呼び、ケアワーク(care work)とは呼ばない。イギリスのヤングケアラー研究の大家ソール・ベッカーは論文「子どもたちの愛の労働? : ヤングケアラーとケアワーク」の中で、1970年代からヤングケアラーに取り組んできたイギリスにおいてすらヤングケアラーが提供しているケアが実際には無給のケア労働であるという認識がほとんどないことを指摘している(Becker, Dearden and Aldridge 2001)。日本においてもこの傾向は顕著であってヤングケアラーに関する書籍や政府文書においては「家事／介護／ケア」と記され、ケアの労働性を想起させるような「家事労働・ケア労働」と書かれることはない(澁谷 2018など)。

意図的に労働から距離を置くことを宣言しているのが哲学者の村上靖彦が2022年に出版した『「ヤングケアラー」とは誰か』である。

本書の主題はそれゆえ、ヤングケアラーがどのような複雑な経験をし、どこに困難を感じてどのように行動しているのかを、介護や家事労働にらわれずに解き明かすことにある<sup>7</sup>。

つまり具体的な労働はともなわなくても、家族のことを強く心配(ケア)し、あるいは家族の病や障害のために自らのケアが不足してしまう子どもに目を向ける必要があるだろう<sup>8</sup>。

(引用部の傍点は原著ママ。下線は筆者)

現象学者として生活世界のなかでケアを研究してきた村上にとって、「気づかう／慮る」という行為の意味をヤングケアラー当事者の語りから再解釈することで、当事者／元当事者にとって新たな意味の発見へとつなげることが目指されている。このこと自体の意義を否定するつもりはない。しかしその枠組みではケアの労働性の側面はノイズとなる。問題はこの一元的なアプローチが、家族のなかに埋め込まれた再生産労働という不都合な事実の隠蔽を支える可能性である。労働という足場を外せばケアはどこまでも個人的経験(ケア=心配)として深掘りされてしまう。そこでは無償性は搾取ではなく配慮として迎えられられる。これはケア概念の新自由主義的な取り込みの一環といえよう。

## ケアの再配分か ケアラーの承認か?

ナンシー・フレイザーは社会問題・社会運動をめぐる価値(正義の日常パラダイム)を「再配分」と「承認」という二つの系から両者の改善策を通じて分析的に論じる「パースペクティブ二元論」と呼ばれる認識枠組みを提案している(フレイザー 2003=2012)。

再配分のパラダイムとは、なんらかの不正義に対して社会経済的な構造に焦点を当てる。それは搾

取であり、経済的周縁化であり、貧困化である。対照的に承認のパラダイムは、不正義を文化的な側面(表象・解釈・コミュニケーションの社会的パターン)から解釈し、それは文化的支配、承認拒否、侮蔑といったものが挙げられる。両者のパラダイムはあくまで理念的なものであって一方の極だけで括れず、社会経済的な構造と文化は相互に混ざり合い構築されている。それでも時に相対立する2つのパラダイムを分析枠組みとして不正義(社会問題)を見ることには意義が大きい。

二つのパラダイムは「集団の差異」をめぐる対処において異なる提案を行う。承認のパラダイムは、無視され、見過ごされてきた集団を発見し、そこに対する意味や周囲の理解を促進させる。たとえばヤングケアラー「問題」に関してヤングケアラーという集団を発見し、時にその意味づけを再評価し、周囲の理解を促し変容させる。一方、再配分のパラダイムは差異自体が不当な政治経済のなかで社会的に構築(差異化)されたものであるとみなし、その差異を解消するための努力を要請する。たとえばヤングケアラー状況におけるケアの不公正(ケア、財の不足や欠乏)や親の労働を通じた周縁化、ケア行為自体の無償労働性を問題視するなど(フレイザー2003=2012:15-18)。

しばしば誤解されているが、ナンシー・フレイザーは再配分が承認よりも重要であるといった優劣をつけるような議論は展開していない(「文化的不公正と経済的不公正の両方を被っている人々には、承認と再配分の両方が必要である」(フレイザー 1997=2003 : 26))。しかしフレイザーの議論の重要な点は、現代社会の不正義・不公正、社会問題に対する政治的態度において文化的承認への要求が先鋭化する一方で、社会経済的な再配分への目標が置き去りにされつつあることをあらわにした点にある。承認のアプローチは重要であるが、再配分を忘却した承認一辺倒の議論は危うい。この点を意識しながら最後にヤングケアラーを巡る政治(政策)について見ていく。

## ヤングケアラーを巡る政治・政策

埼玉県は、ケアラーに対する支援の基本理念、自治体や住民・関係機関の役割を定めたケアラー支援条例を2020年に全国で初めて制定した。県の条例制定以降、18の広域・基礎自治体が同様の条例を制定するなど(2023年6月27日時点)一定の波及効果を持つことになった<sup>9</sup>。

埼玉県の条例がケアラー支援の焦点とするのは「ケアラーの孤立」(埼玉県ケアラー支援条例第3条2項)である。条例の提案者である埼玉県議は、審議する議会で「無償で介護や看護をする方が自分を見失うことがないように、孤立することがないようにこの条例案を提案」したという<sup>10</sup>「自分を見失うことがないように」「孤立することがないように」—ケア配分を巡る不正義ではなく、あくまでケアラーの承認(孤立の解消)に関心があることがわかりやすい。

国の具体的な支援施策はどうであろう。2021年3月に厚生労働省と文科省はヤングケアラー支援施策を省庁横断的に検討する「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年5月に報告書を公表した。報告書のなかで国が今後取り組むべきとした施策が以下である<sup>11</sup>。

### 1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進
- 地方自治体における現状把握の推進

### 2 支援策の推進

- 悩み相談支援
- 関係機関連携支援
- 教育現場への支援
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援

### 3 社会的認知度の向上

この施策メニューの一覧にはヤングケアラーやその家族のケア負担を直接軽減するための施策がほとんど存在しない。「ヤングケアラーを理解して発見して相談にのる」までが基本線なのであって、世の人びとがヤングケアラーを正しい知識で理解すること、問題は常に人びとの無知や意識の低さにあるのであって、啓発することこそが国や自治体の役割なのだといわんばかりである（「ヤングケアラーを正しく知らない奴が多すぎる！」）。これはもう福祉国家というよりは啓発国家である。そこからはケアの不均衡をめぐる不正義やケア労働の再配分／再組織化への圧力は生まれない。

そうして啓発のために国が作成したポスター・リーフレット（「子どもが子どもでいられる街に。」）にはこのように記される。

家族を支えているヤングケアラーは、かっこいい。  
でも、一人で頑張らないで、誰かを頼ったっていい。

「家族を支えていて、かっこいい」——差異化された集団（ヤングケアラー）を受け止めて再評価するこの表現をどう捉えるべきだろう。たしかにヤングケアラー当事者／元当事者が自らの体験を語ることやピア・グループとの交流のなかで、新たな気づきや見方をえて自身のケアラー経験を肯定的に捉え返すことはありうるし（瀧谷編 2020）、そこで新たな意味づけや再解釈は承認の重要な役割であろう。ただそれは困難を抱えた当事者自身が向き合って答えを出すプロセスも含めて意味があるのであって、こんなふうに薄っぺらで軽い言葉で他者（しかもそれは国家である）から評されるものではない。当事者の語りや研究がずいぶんと悪趣味な形で政治利用されている。

ポスターは「でも、一人で頑張らないで、誰かを頼ったっていい」と続くが、まさにケア労働の負担が家族内に集中して固定してしまう社会経済的構造が問題であるのに、それ（再配分の不足）をもたらしているのは国家（社会）であるのに、そこにはまるで触れられず問題はすべて当事者の孤立と知識不足、人びとの理解とつながりの欠如であるかのごと

く回収されていく。承認のパラダイムに基づく運動や社会問題のアジェンダ設定を国家の側が掠め取ることで、再配分の政治から目をつむることを後押してしまう。

そうして出てくる政策対応というのは、役所にヤングケアラー相談ダイヤルを設置したり、専用の相談窓口や専門相談員をつくったり、学校にポスターを貼ってCMを流すようなものにしかならないし、それではヤングケアラーを巡る社会経済的な構造は何も解決できないだろう。

## 再配分と承認のジレンマから抜け出るために

問題をどこまでも個人化する貧困や労働に言及しないヤングケアラー言説は国家権力の側にとつてひどく都合がよい。もちろんヤングケアラーについて貧困と不可分にしか語れないならば非貧困家庭が疎外されるし、ケアを奴隸労働だと非難するだけではそこに意味を見出すケアラーの言葉を封じ込めてしまう。その意味で承認も再配分もどちらの政治も必要であることは間違いない。

しかし「（ヤングケアラーは）貧困家庭ばかりではない」というその態度が、政府（国・自治体）の対策において貧困対策の欠落を支えること。あえて労働を切り離してケアの意味内容を追求する試みが「ヤングケアラーはかっこいい」という無責任な評価を呼び寄せること。そして生まれた対処策は、家庭内に閉じ込められたケアの再配分や再組織化といった回路へはつながらないことについてもう少し自覚的であるべきだろう。

本稿では、現代社会の承認偏重についてアニメ作品を皮切りに、それがマスメディアや書籍による社会問題の認識枠組みに影響を与えて、果ては政治・政策の側も対処策をも「承認」で一元的に覆い隠す事態について取り上げた。文学作品やアニメ、映画などのポップカルチャーが孤立と差異を主題として承認の物語を描くことが問題だと言いたいのではない。個人の自立と成長、苦難からの救済は文学の主戦場であるからである。しかし政治はポエム

であってはならない。10歳の少女の成長と承認の物語は夏休みにテレビで見る分には構わないが、アニメ映画と同じメッセージを国家に語らせてはいけない。政治には再配分の役割を正面から語らせなければならない。

これは政治家や官僚だけの問題ではない。再配分のパラダイムから社会問題を考えるというのは、私たちが認め許して加担している日々の労働の在り方や富の偏在、貧困の放置、それらすべてが巡り巡って特定の家庭の子どもに過重な負担を与えているという事実から目を逸らすことなく、その変革を志すということである。「まずはみんなでヤングケアラーという存在を知ろう」「彼らが困つたら相談できるようにしよう」なんて他人行儀では許されない。■

本稿は、桜井啓太(2022)に大幅に加筆修正を加えたものである。

### 《注》

- 1 毎日新聞取材班 2021 : 145-146。
- 2 花たち家族が福祉制度に頼ることはほとんどない(むしろ児童相談所の介入への恐れが花たちが田舎へ移住した理由となる)。小学校入学した際に花が「児童手当」を申請する様子が原作に少しだけ描かれている(児童扶養手当でも生活保護でもない)。
- 3 每索、朝日新聞クロスサーチ、ヨミダス歴史観館の記事検索を利用。検索期間: 2019年9月1日～2023年9月1日、本社(東京朝刊・夕刊)。2023年9月11日作成。
- 4 検索条件は先と同じ。ただし「厚生労働」という語は省いた。
- 5 朝日新聞デジタル「生活困窮世帯の子ども7人に1人が「ヤングケアラー」 支援団体調査」2022年7月15日
- 6 ただし「子どもの貧困」はこれをリードする研究者が「世帯の貧困」「経済的保障」の視点の抜け落ちを危惧する旨を繰り返し表明している(阿部(2014)、松本(2019)など)。この点はヤングケ

アラーとは状況が随分異なる。

- 7 村上靖彦 (2022) : 18。
- 8 村上靖彦 (2022) : 20。
- 9 一般財団法人地方自治研究機構「ケアラー支援に関する条例」を参照した(令和5年8月28日更新)  
[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/023\\_carersupport.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/023_carersupport.htm)
- 10 毎日新聞取材班 (2021) : 172。
- 11 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」2021年5月17日。

### 《参考文献》

- 阿部彩 (2014)『子どもの貧困II—解決策を考える』岩波書店。
- 細田守 (2012)『おおかみこどもの雨と雪』角川書店。
- 亀山裕樹 (2021)「ヤングケアラーをめぐる議論の構造: 貧困の視点を中心に」『北海道社会福祉研究』41号、35-47頁。
- 河野真太郎 (2017)『戦う姫、働く少女』堀之内出版会。
- 桜井啓太 (2022)「貧しくもなく労働もしないヤングケアラー: ケアの再配分かケアラーの承認か?」『現代思想』第50巻14号、138-145頁。
- 瀧谷智子 (2018)『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現在』中央公論新社。
- 瀧谷智子編 (2020)『ヤングケアラーわたしの語り: 子どもや若者が経験した家族のケア・介護』生活書院。
- 毎日新聞取材班 (2021)『ヤングケアラー 介護する子どもたち』毎日新聞出版。
- 松本伊智朗編著 (2019)『シリーズ 子どもの貧困I 生きる、育つ基盤—子どもの貧困と家族、社会』明石書店。
- 村上靖彦 (2022)『「ヤングケアラー」とは誰か 家族を“気づかう”子どもたちの孤立』朝日新聞出版。
- ナンシー・フレイザー／仲正昌樹監訳 (1997=2003)『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的考察』御茶の水書房。
- ナンシー・フレイザー、アクセル・ホネット／加藤泰史監訳 (2003=2012)『再配分か承認か? 政治・哲学論争』法政大学出版局。
- Saul Becker, Chris Dearden and Jo Aldridge. (2001) *Children's labour of love? Young carers and care work*, Phil Mizen, Chris Pole and Angela Bolton (Eds.), *Hidden Hands: International Perspectives on Children's Work and Labour*, Falmer Press, pp.70-87.

